

「参加資格の特例」

◎学校教育法 134 条の各種学校在籍生徒

- (1) 学校教育法 134 条の各種学校（1 条校以外）に在籍し、都道府県中学校体育連盟の予選会に参加を認められた生徒であること。
- (2) 参加を希望する各種学校は以下の条件を具備すること。
 - ① 全国大会の参加を認める条件
 - ア （公財）日本中学校体育連盟の目的及び長年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。
 - イ 生徒の年齢及び修業年限が我が国の中学校と一致している単独の学校で構成されていること。
 - ウ 参加を希望する学校にあっては、運動部活動が教育活動の一環として、日常継続的に当該校顧問教員の指導のもとに、適切に行われていること。
 - ② 全国大会に参加した場合に守るべき条件
 - ア 全国大会開催基準を守り、出場する競技種目の大会申し合わせ事項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。
 - イ 全国大会参加に際しては、責任ある当該校校長・教員または部活動指導員が生徒を引率すること。また万一の事故発生に備え、傷害保険等に参加するなどして、万全の事故対策を立てておくこと。
 - ウ 大会開催に要する経費については、必要に応じて、応分の負担をすること。

◎地域クラブ活動に所属する中学生

- (1) 地域クラブ活動に所属し、都道府県中学校体育連盟またはブロック中学校体育連盟の予選会に参加を認められた生徒であること。
- (2) 全国中学校体育大会に参加を希望する地域クラブ活動は以下の条件を具備すること。
 - ① 全国中学校体育大会の参加を認める条件
 - ア （公財）日本中学校体育連盟の目的及び長年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。
 - イ 生徒の年齢及び修業年限が我が国の中学校と一致している（中学校に在籍している生徒であること）。
 - ウ 地域クラブ活動にあっては、日常継続的に代表者もしくは指導資格を有する指導者の指導のもとに、適切に行われていること。
 - エ 『学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン』（令和 4 年 12 月 27 日スポーツ庁・文化庁発出）の「Ⅱ 新たな地域クラブ活動」を遵守していること。
 - オ 当該競技を管轄する中央競技団体もしくは都道府県競技団体に登録されていること。かつ同じ内容で都道府県中学校体育連盟に登録していること（登録費については、都道府県中学校体育連盟の方針による）。
 - カ 都道府県における予選会となる全ての大会において、競技役員や審判など運営上必要な事項に協力すること。
 - キ 地域クラブ活動で全国中学校体育大会につながる大会に参加する場合、在籍中学校での大会参加は認めない。その逆も同様である。
 - ② 全国中学校体育大会に参加した場合に守るべき条件
 - ア 全国中学校体育大会開催基準を守り、出場する競技種目の大会申し合わせ事項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。
 - イ 全国中学校体育大会参加に際して、地域クラブ活動においては、責任ある代表者もしくは指導資格を有する指導者が生徒を引率すること。また、万一の事故発生に備え、傷害保険等に参加するなどして、万全の事故対策を立てておくこと。
 - ウ 全国中学校体育大会開催に要する経費については、必要に応じて、応分の負担をすること。
 - エ 団体競技における地域クラブ活動名での出場は 1 チームのみとする（複数のチームの参加はできない）。
 - ③ 参加を認めない場合
 - ア 全国中学校体育大会参加申込に際して、参加条件に虚偽の内容が判明した場合は参加を認めない。